

所管部課	まちづくり部 土木公園課		部長	金子 秀之	
件名	専決処分の報告について(高木公園の排水ますによる人身事故)				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和5年5月5日(金)に発生した高木公園の排水ますの蓋による人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容等】 市が管理する「高木公園」において、公園利用者が当該公園の地面から露出していた排水ますの蓋につまずき、左足首を捻挫する怪我を負ったものである。なお、露出していた蓋は、令和4年度の当該公園改修工事の際に設置したもので、公園の利用者の増加により舗装が剥がれて段差が生じたものである。</p> <p>【影響及び効果】 当該事故について、相手方との和解が得られ、必要な手続きが完了する。</p>					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
<p>令和5年5月 5日(金) 事故発生 令和5年7月21日(金) 専決処分 令和5年7月21日(金) 示談締結</p>					
3. 留意事項 (問題点等)					
賠償金4,450円は、その全額を市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により支払う。					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和5年第3回市議会定例会において報告したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。